

令和 6 年 8 月 2 日有効期間満了 福祉有償運送の更新について

【事業者名】

住所 八頭郡八頭町宮谷 240 番地 24
 氏名 特定非営利活動法人 まーる
 代表者氏名 理事長 村上 省吾

【種別】

福祉有償運送

【事業概要】

身体の不自由な高齢者及び障がい者等公共交通機関の利用が難しく、移動手段を確保することが困難な方に、通院、買物等、外出が必要な際、有償運送を行うことにより、本人の自立を促進し、地域福祉向上を目指しています。

【運送の区域】

鳥取市、八頭町

【利用料金】

項目	新	旧
初乗り	<u>1 k m 2 0 0 円 以降 1 k m 毎に 2 0 0 円を加算</u>	<u>2 k m 3 5 0 円 以降 1 k m 毎に 1 5 0 円を加算</u>
待機料	1 5 分まで無料 1 5 分以降 5 分毎に 2 5 0 円加算	1 5 分まで無料 1 5 分以降 5 分毎に 2 5 0 円加算
その他	駐車料金、有料自動車道は実費	駐車料金、有料自動車道は実費

※燃料価格高騰により、逼迫した事業運営を存続させるため。

【利用対象者】

項目ごとに

項目	新	旧
イ)	身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者	身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
ロ)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者・・・ <u>1 名</u>	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者
ハ)	障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する知的障害者	障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する知的障害者

ニ)	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホ)	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
へ)	介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者・・・ <u>1名</u>	介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者・・・ <u>2名</u>
ト)	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者・・・ <u>2名</u>	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者・・・ <u>4名</u>

※イ)、ハ)～ホ)については八頭町の運送区域に利用対象者がいるため。

【利用する場面】

- ・医療機関への通院、入退院時の移送
- ・福祉施設への通所、入退所の移送
- ・買い物、散髪、公共機関等への外出時の移送

【職員体制】

項目	新	旧
国土交通大臣認定講習会受講職員車いす車	<u>4名</u>	<u>3名</u>
うち、セダン等運転講習受講者	<u>3名</u>	<u>2名</u>

※運行管理・整備管理については村上省吾が務めます。

【使用車両】

項目	新	旧
車いす車	<u>2台</u>	<u>1台</u>
セダン（軽乗用車）	<u>1台</u>	<u>2台</u>

【事業実施】

平成22年6月3日より